

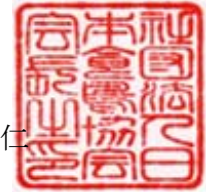
日鳥協発第 19-113 号

平成 19 年 8 月 21 日

会 員 各 位

社団法人 日本食鳥協会

会 長 芳 賀 仁



製造工程管理と法令遵守の徹底について（連絡）

このことについて別紙のとおり、平成 19 年 8 月 10 日付け 19 消安第 5665 号をもって農林水産省総合食料局長、同消費・安全局長及び同生産局長の連名により本会会長あてに通知があったのでご連絡します。

各会員におかれましては、JAS 法、食品衛生法、景品表不法等表示に関連する法令の遵守を徹底されるよう、周知方お願い申し上げます。

記

添付書類

農林水産省からの通知文書 「製造工程管理と法令遵守の徹底について（通知）」

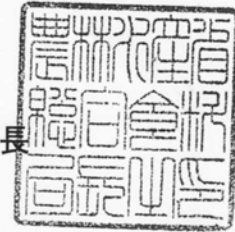
以上

19消安第5665号
平成19年8月10日

社団法人日本食鳥協会会長

芳賀 仁 殿

農林水産省総合食料局長



農林水産省消費・安全局長



農林水産省生産局長



製造工程管理と法令遵守の徹底について（通知）

市場に流通している牛挽肉加工品の原料肉を確認するため、平成19年6月26日から1カ月間、（独）農林水産消費安全技術センターにおいて、店頭で販売されている原材料名に食肉として牛肉のみが表示されているコロツケ等110点につき、緊急調査を行ったところである。

今回の調査結果では、一部の食品において製造工程での機械の不洗浄、連続操業等による他の畜種の混入があったことが明らかとなったところである。食品表示に対する消費者の信頼を確保するには、食品の内容物に対応した適正な表示が行われることが必要であるが、複数の畜種を含むにもかかわらず、単一の畜種を原材料とする旨を表示している場合には、原材料名の欠落として農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に抵触するおそれがある。

このため、貴団体におかれては、傘下の事業者に対し、下記の事項に取り組むよう働きかけるとともに、JAS法、食品衛生法、景品表示法等表示に関連する法令の遵守を徹底するよう、周知方よろしく願います。

記

1 製造工程管理の徹底について

単一の畜種を原材料とする旨を表示する場合には、製造工程で他の畜種が商品に混入し、結果として表示と内容物に食い違いが生じることを回避するため、以下の取組みを実施すること

(1) 原料肉及び製品の分別管理を徹底すること

- (2) 原料肉を切り替える際には肉挽機の洗浄等を行い、前の原料肉が残存しないようにすること
- (3) 同一の肉挽機で異なる原料肉を混合した製品を製造する場合は、先に単一の原料肉による製品を製造すること（例：牛挽肉の製造→牛豚合挽肉の製造）
- (4) 投入原料、作業工程の記録を徹底すること
- (5) 加工場の整理・整頓を徹底すること

2 内容物に対応した適正な表示について

上記1の取組みも踏まえ食品の内容物に対応した表示を行うこと

なお、上記1の取組みの徹底に努めても、他の畜種が混入する可能性を排除できない場合には、必要に応じ「〇肉（他の畜種肉）を使用した設備で製造しています」等の表示を行うことにより、表示と内容物に食い違いが起これないようにすること